

筑波大学海外留学支援事業（はばたけ！筑大生）
令和3年度国際交流協定校交換留学支援プログラム募集要項
（令和3年度追加募集）

筑波大学（以下「本学」という。）との国際交流協定校のうち学生交流協定を締結している海外の大学等に交換留学を行う予定の本学の学生で、国際交流協定校交換留学支援プログラムによる支援金（以下「支援金」という。）の受給を希望する者（以下「支援学生」という。）は、下記により申請してください。

なお、本学学生が海外渡航を行う場合は「海外での危機発生時における学生及び教職員の渡航等に関する指針（学長決定）」において、外務省危険情報、感染症危険情報の両方が「レベル1」以下に緩和されること、渡航先国がビザを発給し、協定校プログラムの受入れが可能となるなど学生の安心・安全を最優先に実施されることを前提に募集するものとし、海外渡航時期に至っても「レベル1」以下に緩和されないなどの場合は、本募集要項8項（6）の規定により採択された案件を取消しとします。

また、今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により学生の海外渡航（留学、派遣）ができない場合において、特別措置として、オンライン形式による海外大学等の授業受講、海外学会や海外研修に参加している場合は、経費補助金を支給することとします。詳細については別紙「ONLINE募集概要」を参照願います。

記

1 応募資格及び条件

応募資格は次の(1)～(4)に掲げる要件を全て満たす者とし、

- (1) 令和3年12月1日現在、本学の学群又は大学院の正規課程に在籍する者とし、本学との国際交流協定のうち学生交流協定を締結している海外の大学等に、1年以内で交換留学生として留学（以下「交換留学」という。）する者。

なお、次の者は申請できません。

- ・渡航期間又は申請時若しくは両方が休学中の者。
- ・ダブルディグリープログラム、ジョイントディグリープログラム等（DDP等）を実施する海外の大学との協定書により本学の学生となる外国人留学生。
- ・外国人留学生のうち国費外国人留学生。

- (2) 学業成績が優秀で、人物的に優れている者。

学業成績については、前年度の成績評価係数が2.30以上であること。

（成績評価係数とは、取得した単位数に、A+、Aは3、Bは2、Cは1を乗じて、総取得単位数で割ったものとします。評価がPである科目は、この計算に含みません。）

- (3) 留学の目的及び計画が明確で、留学による学習効果が期待される者。

- (4) 交換留学先の大学等において、原則として、授業を履修して単位取得を行う者。

なお、本支援プログラムは、キャンパス イン キャンパス（C i C）パートナー大学との学生交流協定に基づく留学については対象としないので、これらの留学の場合は「キャンパス イン キャンパス（C i C）等支援プログラム」に申請してください。

また、本支援プログラムでは、語学研修のみの受講については当該語学研修が交換留学の一環として実施される場合を除き対象としません。

2 留学期間

留学期間は、原則として、令和3年12月1日から令和4年3月31日までに出発する1年以内とし、留学期間の変更又は延長は認められません。

なお、本支援プログラムにおいては申請後の留学期間の変更は原則として認められませんので、事前に交換留学先の大学等との国際交流協定の連絡調整責任者による連絡調整を介して受入期間等について確認をとり、留学期間を決めてください。（特に、交換留学先の大学等の受入許可書の留学期間と相違のないよう、十分注意してください。）

また、今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により留学先大学等からの指示や連絡調整責任者の連絡調整の結果、留学始期の延期などが生じる場合は、本募集要項2項なお書きにかかわらず、新型コロナウイルス感染症禍の特例として当該年度中の本邦出発に限り日程変更を認め、支援金を支給します。留学期間変更は、支援学生の所属する教育組織の長から学長あて変更願（任意書式）に新たな留学期間が記された留学許可書の写しを添えて提出し承諾を得る必要があります。留学日程変更が承諾された後、渡航形式の留学を断念する場合は速やかに辞退書（任意様式）を提出してください。

3 採用人数

令和3年度募集は、25人程度の採用を予定しています。

（採用予定人数は、令和3年度予算の状況により変更となる場合があります。）

4 支援金の支給内容

支援金は、採択された用務に対して本邦を発着する旅費（滞在費）の一部として月額上限8万円とし、地域指定額（月額）（東アジア6万円、東南アジア・南アジア・中央アジア・大洋州7万円、その他8万円）を支給します。

ただし、月の日数にかかわらず交換留学の期間に暦月の一か月が含まれる場合及び出発又は帰国が月の中途であり交換留学の期間が一か月に満たない場合で、その期間が15日以上ある場合は地域指定額(月額)を、15日未満の場合は地域指定額の半額を支給します。

また、採択された留学期間が翌年度に跨る場合の翌年度分の支援金は、新たに年度毎の申請を行わずに翌年度予算から支給します。

おって、「筑波大学海外留学支援事業（はばたけ！筑大生）」からの支援金のほかに、本渡航に係る支援金（奨学金を含む。）を申請している場合は、その旨申し出てください。

（注意）「筑波大学海外留学支援事業（はばたけ！筑大生）」からの支援金をもって海外留学を実施する場合、他の経費との併給は原則としてできません。ただし、指導教員等が本事業実施のために不足分を補填することを認めた場合は、学内の教育研究費（運営費交付金）、又は使用可能な外部資金を旅費（学内で出張手続きをして使用できるもの）として合算使用することは妨げません。（外部資金を使用する場合は、外部資金申請時又は採用時の使用目的等に合致するか否かを十二分に確認してください。）

なお、「筑波大学海外留学支援事業（はばたけ！筑大生）」により支援される海外留学に、さらに学内外の奨学金制度から奨学金、助成金などが支給される場合は、本事業の採択の辞

退若しくは採択を取消すものとします。

さらに、採択後に、辞退することとなった場合は支給した支援金の全額を返納し、交換留学先の大学等の受入許可書の留学期間と相違が判明した場合、受入れの査証取得の遅滞、移動手段の都合などの理由を問わず、留学期間が短縮となる場合は、暦月毎の支援金を精算して差額を返納してください。

また、採択後に、渡航中止や採択の取消しなどにより手配済みの航空券や宿泊などの取消しに係るキャンセル料が発生する場合は、大学の責に負う場合、天災、テロ事件その他止むを得ない事情による場合のほかは支給しません。自己都合による渡航取止め、病気、怪我を負った場合などは、キャンセル料の支給の対象となりません。おって、今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う外務省危険情報、感染症危険情報が「レベル1」以下に緩和されずに海外渡航が中止（取消し）となった際に発生するキャンセル料の支給は行わないので、航空券や宿泊の手配などは慎重に行ってください。

5 出願に必要な書類

支援学生は、事前に指導教員又はクラス担任教員の確認を得て次の出願書類を作成してください。申請書などは説明書きや書き方見本に沿って作成してください。なお、これらの説明書きなどに沿って作成されていない場合は、書類不備として選考を行わない場合がありますので注意してください。

(1) 国際交流協定校交換留学プログラム申請書Ⅰ（様式1）

- ◆ 留学期間は、交換留学先の大学等からの受入許可書に記載された期間を記入してください。
- ◆ 申請時点で交換留学先の大学等から受入許可書が手元に届いていない場合は、交換留学を希望する最初の学期の初日及び最終学期の期末試験の最終日を大学のウェブサイトを確認し記入してください。

(2) 国際交流協定校交換留学プログラム申請書Ⅱ（様式2）

- ◆ 留学の必要性、目的、その効果、履修計画・研究計画について記載してください。
- ◆ 事前に所属する教育組織の長に十分相談してください。
- ◆ 単位の読替えについては、所属する教育組織のカリキュラム担当教員、指導教員ないしクラス担任などに十分に相談の上作成してください。

なお、渡航国における留学査証取得に必要な最低の取得単位数について、必ず確認してください。

(3) 成績証明書

- ◆ 前年度証明書など最新の証明書を提出してください。

(4) 語学検定試験の公式スコア（写し）

- ◆ 可能な限り、最新の語学検定試験の公式スコア（写し）（次の a又はb ）を提出してください。

なお、留学先大学における受入れに必要な語学スコアをクリアしているかを必ず確認してください。

- a 交換留学先の大学等における授業や研究指導が英語で行われる場合は、TOEFL-iBT、TOEFL-PBT、IELTSなどの公式スコアの写し
 - b 授業や研究指導が英語以外の言語で行われる場合は、その言語の公式検定試験（独語検定試験、仏語検定試験など）の公式スコアの写し
- （注意）公式スコアが点数あるいは級数（1級、2級）などで示されている場合は留学を

行うために十分なスコアであることを証明する文書を、又はスコアがどの程度の語学力であるのかを説明する文書を提出してください。なお、この文書が英語以外で書かれている時には、和訳文を添付してください。

c a又はbの公式スコア（写し）が提出できない場合は、本学語学担当教員による語学能力証明書（様式3）を提出してください。

(5) 交換留学先の大学等からの受入許可書（原本）の写し

英語以外の言語の場合は、必ず和訳文を添付してください。なお、申請時点で交換留学先の大学等から受入許可書が手元に届いていない場合は、留学開始月の前々月末日までに必ず提出してください。

6 出願書類提出期限及び提出先

支援学生は、出願に必要な書類を所属する教育組織の長（学類事務室、専攻事務室又は支援室など）に電子版で提出し、教育組織の長は令和3年10月20日（水）17時までに支援学生の所属する教育組織対応のエリア支援室、社会人大学院等支援室、総合学域群又はグローバル教育院へ提出してください。

なお、支援学生にあっては、学類事務室、専攻事務室などの提出締切日が早目に設定されている場合がありますので、確認のうえ期限内に提出してください。

7 選考及び決定

学生を担当する副学長が、スチューデントサポートセンター国際交流支援室企画・審査委員会が行う提出書類（留学目的、研究計画、成績等）、語学能力等の書類審査及び必要に応じて実施する書類審査合格者に対する面接審査を考慮し選考を行います。なお、面接審査を行う場合は令和3年11月上旬又は中旬を予定していますが、面接審査対象者には別途面接日時、場所などを連絡します。

また、採否については、学長が決定後、支援学生が所属する教育組織の長に通知します。

おって、採択後に、採択された申請と異なる内容に変更するなどの場合は、決定を取消すことがあります。

8 その他

(1) 出願書類の様式は、専用ウェブサイトからダウンロードが可能です。

(<https://www.tsukuba.ac.jp/campuslife/go-abroad-stay/scholarship/#habatake>)

(2) 留学にあたっては、学内での学籍上の「留学」の手続き（身分異動の手続き）を所属する教育組織対応のエリア支援室、社会人大学院等支援室、総合学域群又はグローバル教育院で行ってください。

(3) 学群学生については、原則として、交換留学先の大学等で取得した単位を本学の卒業に必要な単位としての認定（単位互換）を申請することが必要となり、また、選考の際の判断材料ともなりますので、事前に所属組織で十分に相談してください。（第5項（2）後半参照）このため、交換留学先の大学等で必ず「成績証明書」の交付を申請してください。

(4) 支援学生は留学終了後、指導教員又はクラス担任教員、所属する教育組織の長の確認を得て2週間以内に状況報告書（学習成果に関するレポート（A4版2-3枚）及び成績証明書（写し））を、支援学生の所属する教育組織対応のエリア支援室、社会人大学院等支援室、総合学域群又はグローバル教育院へ提出してください。ただし、単位取得ができな

った場合は履修証明書を、また、授業を履修しない場合は、交換留学先の大学等の指導教員の「所見」（書式自由）を提出してください。

(5) 海外渡航の際には、筑波大学海外渡航システムTRIP (Tsukuba Risk-ready Itinerary Planner) への登録を必須とします。TRIP登録がない場合は、支援金の支給を行いません。

(6) 海外危機管理のうえから外務省安全ホームページにより渡航国の情勢について安全確認を行い、海外旅行登録「たびレジ」に登録又は「在留届」を提出するとともに、海外旅行保険には必ず加入し、本学が年間基本料を負担している海外安全危機管理サービスOSSMAに加入してください(<http://www.global.tsukuba.ac.jp>)。なお、海外旅行保険の例として、本学学生が加入している学生教育研究災害傷害保険（学研災）の付帯海外留学保険があります。対象者は、学研災に加入しており本学が承認した派遣留学に参加する学生となります。

また、外務省海外安全ホームページ掲載の危険情報、感染症危険情報を受けて、本学の「海外での危機発生時における学生及び教職員の渡航等に関する指針」により、渡航先の国、地域などが渡航制限となった場合は、危機管理の面から渡航の取止め、決定の取消しとなる場合があります。おって、採択され渡航後に、渡航先の国、地域などが渡航制限となった場合は、大学から帰国要請が発せられます。

(7) 大学院生の留学は単位取得を伴う海外留学、3か月以上の研究派遣を優先採択します。

9 本件に関する問合せ先

○学生の所属する教育組織対応のエリア支援室、社会人大学院等支援室、総合学域群又はグローバル教育院

○学生部学生交流課（海外留学）

電子メール isc-kaigai@un.tsukuba.ac.jp